

- 本号の内容 ・大阪2次事件控訴審が結審、来年2月に判決……………p1
・「支援する会」が第3回総会……………p1
・竹信三恵子さんの新刊『賃金破壊 労働運動を「犯罪」にする国』……………p2

大阪2次事件、控訴審が結審 判決は2022年2月21日

11月22日、大阪ストライキ2次事件の控訴審第1回公判が大阪高等裁判所で開かれた。

大阪2次事件控訴審は、2017年12月のストライキ闘争における「指示役」とされた争議対策部長の西山直洋さんら2名が、一審大阪地裁（佐藤卓生裁判長）において昨年10月、威力業務妨害罪で懲役2年6月、執行猶予5年というきわめて不当な重罰判決を受けたことを不服として控訴していたもの。

●弁護団が控訴趣意を陳述

この日の公判で弁護団の太田健義弁護士は、控訴趣旨の概要として、「一審判決は産業別労働運動に対する無理解による根本的な誤りがある。関生支部はゼネストを成功させるために大阪港SSではバラセメント運転手らに説得活動をしていたのであって、業務妨害をしたのではない。中央大阪生コンにおける行動はゼネストではなく、同社がゼネストに乗じて組合員が就労する輸送会社との専属契約を切ろうとしたことに対する抗議だった。これら団体行動について、憲法28条と労組法1条2項に照らしてその正当性を詳細に検討することなしに判断することはできないはず。本件は業界による組合つぶしが背景にある。その本質を見誤れば裁判所も組合つぶしに加担したことになる」と述べた。

また、井上健策弁護士は、「一審判決は判断枠組みに誤りがあり、団体行動の目的と正当性について事実認定と法的評価をせずに判断している。輸送会社の輸送運賃引き上げについて2010年～2017年春闘で交渉、合意されてきた経緯があり、その合意を大阪広域協組が履行しないからストライキとそれに伴う団体行動がおこなわれた。しかし、一審判決は関生支部の団体行動がなんのためにおこなわれたのかについて一切ふれていない」と批判した。

その後、証拠調べに移り、弁護団提出の証拠のうち労働法学者らの鑑定意見書や一審判決の評釈は採用されたものの、西山さんらの証人尋問は採用されず、控訴審はこの日の第1回公判で結審。判決言い渡しは来年2月21日（月）14:30からと指定された。

「関西生コンを支援する会」が第3回総会（11/12）

11月12日（金）、「関西生コンを支援する会」の第3回総会が联合会館で開かれた。

竹内広人さん（平和フォーラム事務局長）の司会で、岩元孝信さん（国労本部書記長）を総会議長に選出したのち、佐高信さん（評論家、支援する会共同代表）が開会あいさつ。勝島一博さん（平和フォーラム共同代表、支援する会事務局長）が経過報告、新年度活動方針を提案。小谷野毅さん（全日建書記長、支援する会事務局次長）が会計報告と会費改定案を提案。各議案は承認、採択された。

なお、新年度役員に以下の方々が選出された。

共同代表・鎌田慧（ルポライター）／同・佐高誠（評論家）／同・宮里邦雄（弁護士）／同・内田雅敏（弁護士）／同・海渡雄一（弁護士）／同・藤本泰成（平和フォーラム共同代表）／

同・菊池進（全日建委員長）／事務局長・勝島一博（平和フォーラム共同代表）／事務局次長
 ・小谷野毅（全日建書記長）／同・竹内広人（平和フォーラム事務局長）／同・土屋トカチ（映画監督）／会計監査・市原まち子（平和フォーラム）

竹信三恵子さんの新刊ルポ 『賃金破壊 労働運動を「犯罪」にする国』

●「関西生コン事件」、2年かけ取材

ジャーナリストの竹信三恵子さんの新刊が旬報社から出た。

「関西生コン事件」を2年かけて取材した書き下ろしで、今月初めに書店に並んでから各界に反響を呼んでいる。内田樹（思想家）、上野千鶴子（社会学者）、松尾匡（経済学者）、浜矩子（経済学者）が推薦文を寄せている。

四六判、260 ページ、定価 1500 円＋税
 以下は目次。

プロローグ

- 第1章 「賃金が上がらない国」の底で
- 第2章 労働運動が「犯罪」になった日
- 第3章 ヘイトの次に警察が来た
- 第4章 労働分野の解釈改憲
- 第5章 経営側は何を恐れたのか
- 第6章 影の主演としてのメディア
- 第7章 労働者が国を訴えた日

エピローグ

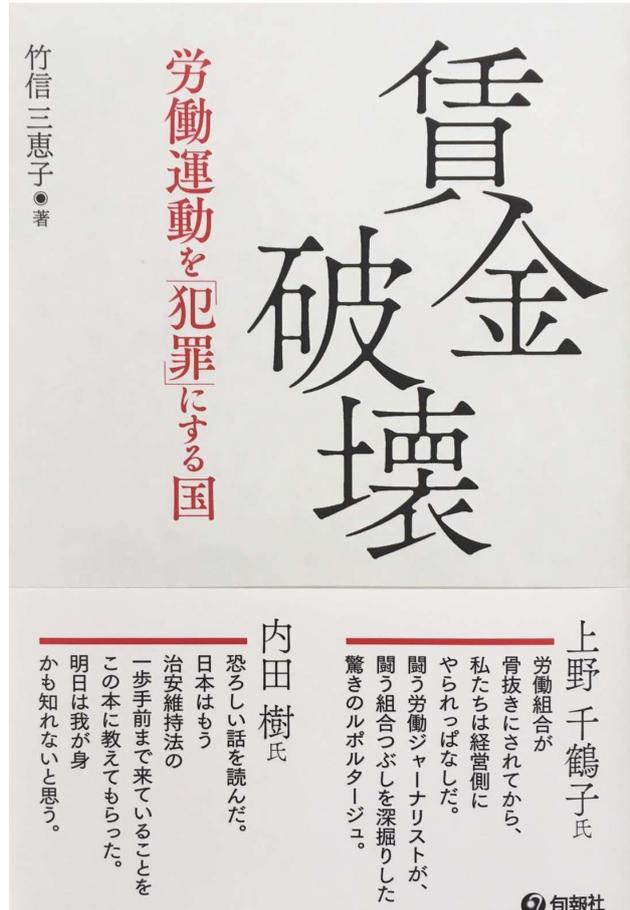
●特別価格

3冊以上まとめてご依頼いただければ、特別価格で郵送または宅配します。

頒価 1冊 1400円（送料込み）

ご注文は以下に記入のうえ FAX でお願いします。

FAX 03-5830-6419（全日本建設運輸連帯労働組合）



フリガナ お名前			
送り先	〒	—	
お電話	携帯・事務所・自宅	()
部数	冊	計	円